

三重県土砂等の埋立て等 の規制に関する条例

～令和 2 年 4 月 1 日施行～



【主な規制内容】

- 土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等が禁止されました。
- 3000 m²以上かつ高さが1mを超える土砂等の埋立て等を行う場合は、許可を受ける必要があります。



三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要

目的

この条例は、土砂等の埋立て等に関し、県、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

制度

汚染された土砂等の埋立て等の禁止

何人も、土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等を行ってはならない

一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可

【説明会の開催等】

許可申請予定者は、周辺地域の住民に対し、事業計画等を周知するため説明会等を実施

【土砂等の埋立て等の許可申請】

- ・土砂等の埋立て等を行う土地の区域が面積3,000m²以上(かつ高さ1m超える場合)
- ・国、地方公共団体等が行うものは適用除外
- ・土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の同意

【許可基準】

- ・欠格要件(破産者、暴力団員など)
- ・申請者の資力
- ・災害を防止するために必要な措置
- ・土砂等の堆積形状等が構造基準に適合
- ・水質調査を行うために必要な措置
- ・生活環境の保全上必要な措置 など

土砂等の搬入開始

【土砂等の搬入時の規制】

- 土砂等の搬入の事前報告
 - ・土砂等を搬入しようとするときは、発生場所ごとに、事前の報告が必要
 - ・土砂等発生元証明書(改良土・再生土の場合はリサイクル認定書等)、汚染のおそれがないことを証する書類(地歴調査結果書、分析結果証明書等)の添付

【埋立て等完了までの管理に関する規制】

- 管理台帳への記載等
 - ・土砂等管理台帳を作成し、定期的にその写しと土砂等の量を報告
- 水質調査
 - ・定期的に排水の水質を調査し、結果を報告
- 標識の掲示
- 関係書類の閲覧

【埋立て等の完了時の規制】

- 土砂等の埋立て等の完了等の届出
 - ・土砂等の堆積の形状や水質及び土壤調査の結果報告
- 完了検査
 - ・許可の内容に適合しているかを確認し、結果の通知

その他

【公表】

- ・措置命令、停止命令の内容及び命令を受けた者の氏名、名称、住所

【罰則】

- ・土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等
- ・無許可埋立
- ・命令違反
- ・無届・虚偽報告 など

【土砂等搬入禁止区域】

- 人の生命、身体又は財産を害するおそれのある場合、「土砂等搬入禁止区域」を指定し、何人も土砂等の搬入を禁止

【施行期日】 【経過措置】

- ・令和2年4月1日施行
- ・公布日(R1.12.23)から1年間の経過措置
- ・他法令等の許可期間が満了するまで

1 土砂等、埋立て等とは

(1) 対象となる土砂等

土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、改良土並びに再生土

土 砂：建設工事等に伴って発生した土、砂及びこれらと礫、砂利等が集まつたもの

改良土：土砂にセメント、石灰その他の改良材を混合し安定処理をしたもの

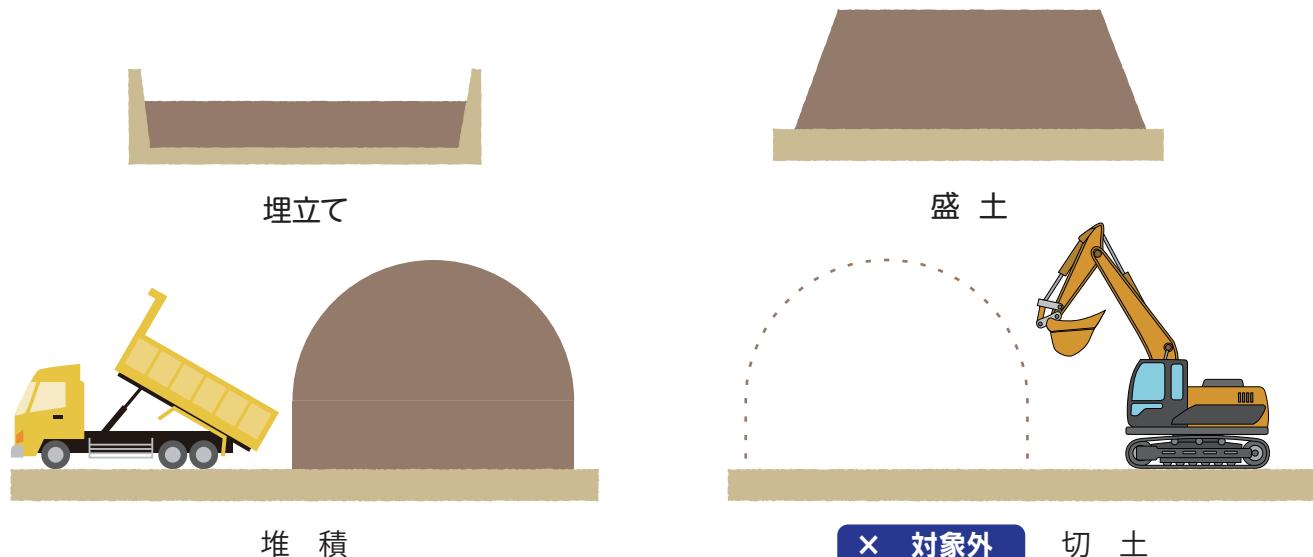
再生土：汚泥(産業廃棄物)の脱水、混練等の処理により生じたものであつて、土砂と同様の形状を有するもの

(2) 対象となる土砂等の埋立て等

埋立て：周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること（山間部の谷地の埋立てなど）

盛 土：周辺地盤面より高くなるように土砂等を盛り、かつ、その形状の変更の予定がないもの（農地や宅地の造成など）

堆 積：周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂等を盛り、その形状の変更が予定されているもの（一時保管含む）（ストックヤードなど）



※切土（土地を削り取り、平坦にしたり、周囲より低く造成したりすること）は対象外

2 土砂基準に適合しない土砂等での埋立ての禁止等

何人も有害物質で汚染された土砂基準に適合しない土砂等を使用して、埋立て等を行つてはいけません。※土砂基準に適合しない埋立て等が行われているおそれのあるときや確認されたときは、措置命令等の対象になります。



※ 廃棄物処理法の許可を受けた最終処分場や土壤汚染対策法の許可を受けた汚染土壤処理施設で行う埋立て等は、適用除外になります。

3 一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可

土砂等の埋立て等の面積が 3,000 m²以上、かつその高さが 1 mを超える埋立て等を行おうとする場合は、県の許可が必要になります。



説明会の開催等^{*1}（許可申請の 30 日前まで）
意見への対応

条例、規則に記載の資料を添付
(埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面、土地の所有者の同意書、周辺地域の住民の意見書などを添付)

許可基準^{*2}への適合

土砂等の埋立て等着手届の提出
土砂等の発生場所、汚染のおそれがないことの確認・報告
土砂等管理台帳の作成、標識の掲示 など

水質調査（1回 / 6カ月）の実施、その結果の報告
土砂等の量の報告（4月と10月の年2回）

水質及び土壤調査
完了（廃止）届 → 完了検査



チェックポイント

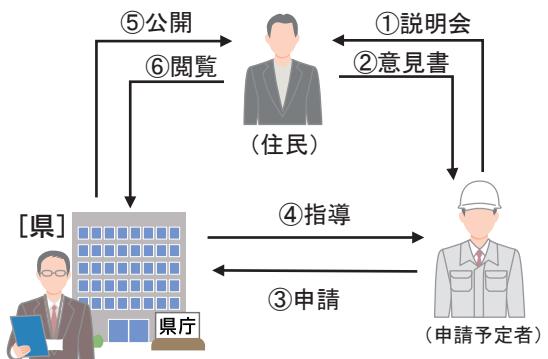
以下の埋立て等の行為については、許可の適用除外となります。

- 事業区域内で発生する土砂等のみを用いて行う土砂等の埋立て等
- 国、地方公共団体等が行う土砂等の埋立て等
- 廃棄物処理法の許可を受けた最終処分場や土壤汚染対策法の許可を受けた汚染土壤処理施設で行う土砂等の埋立て等
- 採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂等を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等
- 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
- その他規則で定める土砂等の埋立て等

など

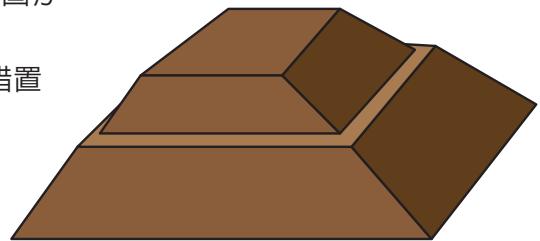
※1 説明会の開催等

- 申請予定者は、許可申請の30日前までに説明会等により、周辺地域の住民に許可申請書の内容を周知する必要があります。
- 周辺地域の住民は、説明のあった内容について意見書の提出により、申請予定者に意見することができます。
- 申請予定者は、説明会の開催の状況、意見書の概要、その意見への対応状況などを記載した書面を作成し、許可申請書とともに県に提出する必要があります。
- 県は、許可申請書やその添付書類などこの条例の規定により、提出のあった書類を一般の閲覧に供します。



※2 許可基準

- 申請者やその役員等が欠格要件（破産者、暴力団員、不正又は不誠実な行為をするおそれがある者でないこと など）に該当しないこと。
- 申請者が土砂等の埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと。
- 土地の所有者の同意を得ていること。
- 管理事務所の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名が明らかであること。
- 土砂等の埋立て等が施工されている間、申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられていること。
- 埋立て等区域の土地及び土砂等の堆積の形状や施設の計画が構造基準に適合していること。
- 埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために必要な措置が講じられていること。
- 地形、地質又は周囲の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置が講じられていること。



チェックポイント

●土砂等の搬入にあたっては

許可を受けた区域に土砂等を搬入する場合、許可を受けた者は、搬入前に土砂等の発生場所の確認と汚染のおそれがないことの確認をしたうえで、土砂等発生元証明書、汚染のおそれがないことを証する書類等を添付して、土砂等搬入届を県に提出する必要があります。

【土砂等の搬入前】



土砂等搬入届を提出

(①、②)又は③を添付

【許可を受けた者】

- 土砂等の発生場所の確認
- 汚染のおそれがないことの確認



【土砂等搬入届に添付する書類】

- ①土砂等発生証明書
- ②土地の利用状況調査、土壤の汚染状況の調査結果等
- ③発生元自治体が発行するリサイクル認定書等
(改良土又は再生土である場合)

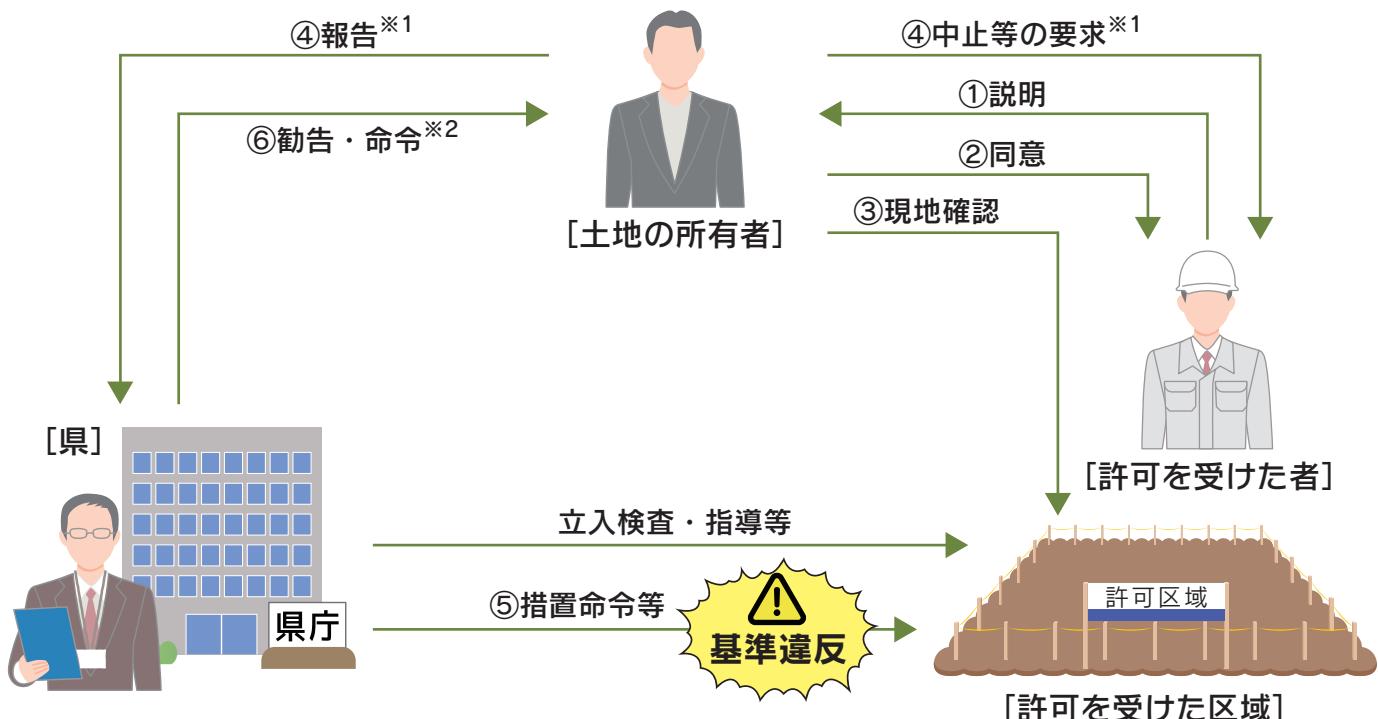
4 土砂等を発生させる者、土地の所有者の責務等

(1) 土砂等を発生させる者の責務

- 建設工事の発注者又は請負人は、その事業活動に伴って土砂等が発生する場合は、その発生を抑制し、当該発生した土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努めることが必要です。
- 改良土又は再生土の製造者は、その製造した改良土又は再生土の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努めることが必要です。

(2) 土地の所有者の責務・義務

- 所有する土地において、不適正な土砂等の埋立て等が行われることのないよう、適正な管理に努める必要があります。
- 埋立て等の施工状況を、月に1回以上確認する必要があります。
- 許可の内容と明らかに異なるときは、埋立て等の中止などを求め、県に報告する必要があります。
- これらの義務を怠った場合には、当該埋立て等に関して必要な措置を講ずるよう、勧告や命令を受ける場合があります。



チェックポイント

土砂等を発生させる方は、本条例の許可を受けた区域に土砂等を搬出する前に、許可業者へ土砂等発生元証明書を発行してください。また、「土地の利用状況調査、土壤の汚染状況の調査結果等」や「発生元自治体が発行するリサイクル認定書等」の提示などの協力をしてください。なお、それらの書類の作成には一定の時間を要しますので、工事に着手する前に余裕をもって作成してください。

Q & A

- Q1** 申請予定者が周辺地域の住民に対して行う説明会等は、どの範囲が周知対象になりますか。
- A1** 周知の範囲は、①埋立て等区域の隣接地の土地所有者、②属する自治会に係る区域の居住者、③災害の防止及び生活環境の措置に関する区域であつて知事が必要と認める区域の居住者等になります。
- Q2** 違反したら罰則はありますか。
- A2** 命令違反、無許可、搬入禁止命令違反、報告義務違反、届出義務違反など、最大で2年以下の懲役又は100万円以下の罰金などの刑罰が科せられることがあります。
- Q3** 土砂等搬入禁止区域とはどのようなものですか。
- A3** 土砂等の埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがある場合は、期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域として指定することができます。指定されると何人も土砂等を搬入することができなくなります。
- Q4** 土砂基準はどのような基準値になりますか。
- A4** 土壤汚染対策法に規定される区域の指定基準と同じ基準値としています。

土 砂 基 準

項目	溶出基準	含有量基準
1 クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	—
2 四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること	—
3 1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること	—
4 1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること	—
5 1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること	—
6 1,3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	—
7 ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること	—
8 テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	—
9 1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること	—
10 1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること	—
11 トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること	—
12 ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	—
13 カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること	土壤1kgにつきカドミウム150mg以下であること
14 六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること	土壤1kgにつき六価クロム250mg以下であること
15 シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壤1kgにつき遊離シアン50mg以下であること
16 水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壤1kgにつき水銀15mg以下であること
17 セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること	土壤1kgにつきセレン150mg以下であること
18 鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること	土壤1kgにつき鉛150mg以下であること
19 硒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること	土壤1kgにつき砒素150mg以下であること
20 ふつ素及びその化合物	検液1Lにつきふつ素0.8mg以下であること	土壤1kgにつきふつ素4,000mg以下であること
21 ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること	土壤1kgにつきほう素4,000mg以下であること
22 シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること	—
23 チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること	—
24 チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること	—
25 ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	—
26 有機りん化合物	検液中に検出されないこと	—

(土砂等搬入禁止区域の指定)

第三十条 知事は埋立て等区域(三千平方メートル未満のものを除く)及びその周辺の区域において土砂等の埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、六月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域(以下「土砂等搬入禁止区域」という。)として指定することができる。

第二十九条 知事は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

第三十一条 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示をもつて効力を生ずる。

第三十二条 知事は、第一項の規定による土砂等搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ指定の事由がなくなつていないと認めるときは、当該指定に係る区域について、当該指定に係る区域を管轄する市町長から意見を聴取した上で、再度同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる。

第三十三条 知事は、第一項の規定による指定の準備をするため必要があるときは、その必要な限度において、その職員に他の人の占有する土地に立ち入らせ、測量又は調査を行わせることができる。

第三十四条 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の占有する土地に立ち入らせ、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。

第三十五条 知事は、第一項の規定による指定の事由がなくなつたときは、前二項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第三十六条 知事は、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。(土砂等搬入禁止区域の解除)

第三十七条 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。

第三十八条 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第七章 雜則

(報告の徵収及び立入等)

第三十九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等の埋立て等についてあつせんを行う者、埋立て等が行われる土砂等を販売、排出、製造、処理、運搬若しくは保管する者又は土砂等の埋立てが行われる土地の所有者に対し、土砂等の發生、製造、保管、埋立てその他必要な事項について報告を求めることができる。

第四十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の埋立て等を行われる土砂等の埋立て等についてあつせんを行う者、土砂等の埋立て等を行われる土砂等を販売、排出、製造、処理、運搬若しくは保管する者又は土砂等の埋立て等が行われる土砂等を販売、排出、製造、処理、運搬若しくは保管する者又は土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するものに質問させることができる。

第四十一条 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第四十二条 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のたために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第三十四条 知事は、第二十六条又は第二十七条第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。

第三十五条 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、祝賀及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならぬ。

第三十六条 知事は、第九条の許可若しくは第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認をしようとするときは、第十四条第一項第一号ホからリまでのいずれかに該当する事由(同号トからリまでの許可等に関する意見聴取等)の有無について、警察本部長の意見を聽くものとする。

第三十七条 知事は、第二十七条第一項の規定による処分をしようとするときは、有り難みに該当する事由にあつては、同号ホ又はヘに係るものに限る。次項において同じ。の有無について、警察本部長の意見を聽くものとする。

第三十八条 知事は、第十四条第一項第一号ホからリまでのいずれかに該当する事由の有り難みに該当する事由にあつては、同号ホ又はヘに係るものに限る。次項において同じ。の有無について、警察本部長の意見を聽くものとする。

第三十九条 知事は、第二十七条第一項の規定による処分をしようとするときは、有り難みに該当する事由にあつては、同号ホ又はヘに係るものに限る。次項において同じ。の有無について、警察本部長の意見を聽くものとする。

第四十条 知事は、第二十七条第一項の規定による処分をしようとするときは、有り難みに該当する事由にあつては、同号ホ又はヘに係るものに限る。次項において同じ。の有無について、警察本部長の意見を聽くものとする。

第四十一条 知事は、第二十七条第一項の規定による処分をしようとするときは、有り難みに該当する事由にあつては、同号ホ又はヘに係るものに限る。次項において同じ。の有無について、警察本部長の意見を聽くものとする。

第四十二条 知事は、第二十七条第一項の規定による処分をしようとするときは、有り難みに該当する事由にあつては、同号ホ又はヘに係るものに限る。次項において同じ。の有無について、警察本部長の意見を聽くものとする。

第四十三条 知事は、第二十七条第一項の規定による処分をしようとするときは、有り難みに該当する事由にあつては、同号ホ又はヘに係るものに限る。次項において同じ。の有無について、警察本部長の意見を聽くものとする。

第四十四条 知事は、第二十七条第一項の規定による処分をしようとするときは、有り難みに該当する事由にあつては、同号ホ又はヘに係るものに限る。次項において同じ。の有無について、警察本部長の意見を聽くものとする。

第四十五条 知事は、第二十七条第一項の規定による処分をしようとするときは、有り難みに該当する事由にあつては、同号ホ又はヘに係るものに限る。次項において同じ。の有無について、警察本部長の意見を聽くものとする。

第四十六条 知事は、第二十七条第一項の規定による処分をしようとするときは、有り難みに該当する事由にあつては、同号ホ又はヘに係るものに限る。次項において同じ。の有無について、警察本部長の意見を聽くものとする。

第四十七条 知事は、第二十七条第一項の規定による処分をしようとするときは、有り難みに該当する事由にあつては、同号ホ又はヘに係るものに限る。次項において同じ。の有無について、警察本部長の意見を聽くものとする。

第四十八条 知事は、第二十七条第一項の規定による処分をしようとするときは、有り難みに該当する事由にあつては、同号ホ又はヘに係るものに限る。次項において同じ。の有無について、警察本部長の意見を聽くものとする。

第四十九条 知事は、第二十七条第一項の規定による処分をしようとするときは、有り難みに該当する事由にあつては、同号ホ又はヘに係るものに限る。次項において同じ。の有無について、警察本部長の意見を聽くものとする。

第五十条 知事は、第二十七条第一項の規定による処分をしようとするときは、有り難みに該当する事由にあつては、同号ホ又はヘに係るものに限る。次項において同じ。の有無について、警察本部長の意見を聽くものとする。

第五十一条 知事は、第二十七条第一項の規定による処分をしようとするときは、有り難みに該当する事由にあつては、同号ホ又はヘに係るものに限る。次項において同じ。の有無について、警察本部長の意見を聽くものとする。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十九条の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳を作成せず、又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載した者又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の報告をした者

三 第二十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の報告をした者

四 第二十二条第一項の規定に違反して、同項の水質調査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

五 第二十二条第二項の規定に違反して、同項の水質調査又は土壤の汚染状況の調査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

六 第二十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第二十二条第一項の規定に違反して、同項の標識を掲示しなかつた者

八 第二十二条第二項の規定に違反して、同項の境界標を設けなかつた者

九 第二十二条第一項の報告をせず、又は同項の報告について虚偽の報告をした者

十 第二十二条第二項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず若しくは虚偽の答弁をした者

十一 第二十二条第二項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず若しくは虚偽の答弁をした者

十二 第二十二条第二項の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかつた者

十三 第二十二条第二項の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかつた者

十四 第二十二条第二項の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかつた者

十五 第二十二条第二項の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかつた者

十六 第二十二条第二項の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかつた者

十七 第二十二条第二項の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかつた者

十八 第二十二条第二項の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかつた者

十九 第二十二条第二項の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかつた者

二十 第二十二条第二項の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかつた者

二十一 第二十二条第二項の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかつた者

二十二 第二十二条第二項の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかつた者

二十三 第二十二条第二項の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかつた者

二重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例全文

第一章 総則

(目的)

第二条 この条例は、土砂等の埋立て等に関するものとし、県、土砂等の埋立て等を行なう者、土砂等を発生させる者及び土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もつて土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

一 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、次号で定める改良土並びに第三号で定める再生土をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第三項に規定する廃棄物又は土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十

三号)第十六条第一項に規定する汚染土壤を除く。

二 改良土 土砂にセメント、石灰その他の改良材を混合し安定処理をした物をいう。

三 再生土 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物(建設工事に伴つて発生した汚泥その他規則で定めるものに限る)の脱水、混練その他規則で定める処理により生じた物であつて土砂と同様の形状を有するものをいう。

四 埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をいう。

五 土砂等を埋立て等を行う土地の区域 土砂等の埋立て等を行う土地の区域をいう。

六 土砂等を発生させる者 建設工事の発注者又は請負人であつて、その建設工事に伴つて土砂等を発生させるもの及び改良土又は再生土の製造者をいう。

(県の責務) 第三条 県は、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある土砂等の埋立て等が行われないよう必要な施策を推進するものとする。

二 土砂等の埋立て等を行なう者は、その実施に当たつては、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講ずる責務を有する。

第五条 建設工事の発注者は、その事業活動に伴つて土砂等が発生する場合は、その発生を抑制し、当該発生した土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努めなければならない。

二 改良土又は再生土の製造者は、その製造した改良土又は再生土の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努めなければならない。

(土砂等の埋立て等を行う者の責務) 第六条 土砂等の埋立て等が行なわれる土地の所有者は、当該所有する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。

第二章 土砂基準

第七条 埋立て等に使用される土砂等が土壤の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準(以下「土砂基準」という。)は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項に規定する土壤の汚染に係る環境基準に準じて規則で定める。

(第三章 土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等)

第八条 何人も、土砂基準に適合しない土砂等を使用して土砂等の埋立て等を行はねならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等についてはこの限りでない。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第三項に規定する廃棄物又は土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十

三号)第十六条第一項に規定する汚染土壤を除く。

二 改良土 土砂にセメント、石灰その他の改良材を混合し安定処理

をした物をいう。

三 再生土 廃棄物の処理による変更の許可若しくは同法第九

二条第一項の規定による変更の許可又は同法第十九

第三章 土砂基準

第十一条 前条の許可の申請をしようとする者は、(同条において「申請予定者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあつては同項第一号から第十四号までに掲げる事項(同条第一項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならぬ。

(土地の所有者の同意)

七 法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂等の埋立て等であつて規則で定めるものとして行う土砂等の埋立て等

八 土砂汚染対策法第二十二条第一項の規定による許可又は同法第十九号各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等の埋立て等

九 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等の埋立て等

六 法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂等の埋立て等

七 法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂等の埋立て等

八 同じ常害災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等

九 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等の埋立て等

■ 許可申請等の手数料

許可申請等に係る手数料は次のとあります。

新規許可	変更許可	承継承認
68,000円	42,000円	42,000円

■ お問い合わせ先

許可の手続や土砂等の搬入についてのご相談は、以下の連絡先にお願いします。

事務所名等	所在地	連絡先	所管区域
桑名地域防災総合事務所環境室	桑名市中央町 5-71	0594-24-3624	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
四日市地域防災総合事務所環境室	四日市市新正 4-21-5	059-352-0593	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿地域防災総合事務所環境室	鈴鹿市西条 5-117	059-382-8675	鈴鹿市、亀山市
津地域防災総合事務所環境室	津市桜橋 3-446-34	059-223-5083	津市
松阪地域防災総合事務所環境室	松阪市高町138	0598-50-0530	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊賀地域防災総合事務所環境室	伊賀市四十九町2802	0595-24-8078	伊賀市、名張市
南勢志摩地域活性化局環境室	伊勢市勢田町628-2	0596-27-5405	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
紀北地域活性化局環境室	尾鷲市坂場西町 1-1	0597-23-3469	尾鷲市、紀北町
紀南地域活性化局環境室	熊野市井戸町371	0597-89-6937	熊野市、御浜町、紀宝町

三重県環境生活部 大気・水環境課

〒514-8570 三重県津市広明町 13

TEL : 059-224-2382

FAX : 059-229-1016

ホームページ「三重の環境」

<http://www.pref.mie.lg.jp/eco/index.shtml>